

来年度、就学予定のお子さんがいる保護者のみなさまへ

## 「就学相談・支援に関するリーフレット」



# お子さんの すこやかな学びを サポートします



子育ての困りごと、ありませんか？

◎気になる行動や反応はありませんか？

- 遊びのルールや順番を守れずに、友達とトラブルになってしまう。
- 予定が急に変わると、どうしてもそれを受け入れることができない。
- 思い通りにならないと泣き叫んだり、大騒ぎしたりする。
- 言葉での指示が極端に伝わりにくい。
- 人の気持ちを理解することが苦手で、人を怒らせてしまう。
- 周囲の流れとは無関係な行動をとってしまう。
- こだわりが異常に強い。
- 集中して一つのことに取り組める時間が極端に短い。
- 「つみき→ちゅみき」「じてんしゃ→じてんちゃ」「りんご→りんど」等の音に誤りがある



言葉のことや就学先で、困っていることはありませんか？

◎日本語が母国語でないので、授業についていけるか不安。

I worry that since our native language is not Japanese, it may be difficult for my child to study in a class.

◎入学する学校は学区外を考えているのだけれど、どうしたらいいんだろう？

燕市教育委員会は、すべての子どもたちの健やかな成長を願っています。一人一人の子どもたちが、笑顔で楽しい学校生活を送れるよう、保護者の皆様と一緒に考え、支援を行います。

入学前のお子さんの様子について気がかりなことや、学校生活を送っていく上で心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



燕市教育委員会

# 1 入学前の教育相談（就学に関する相談）

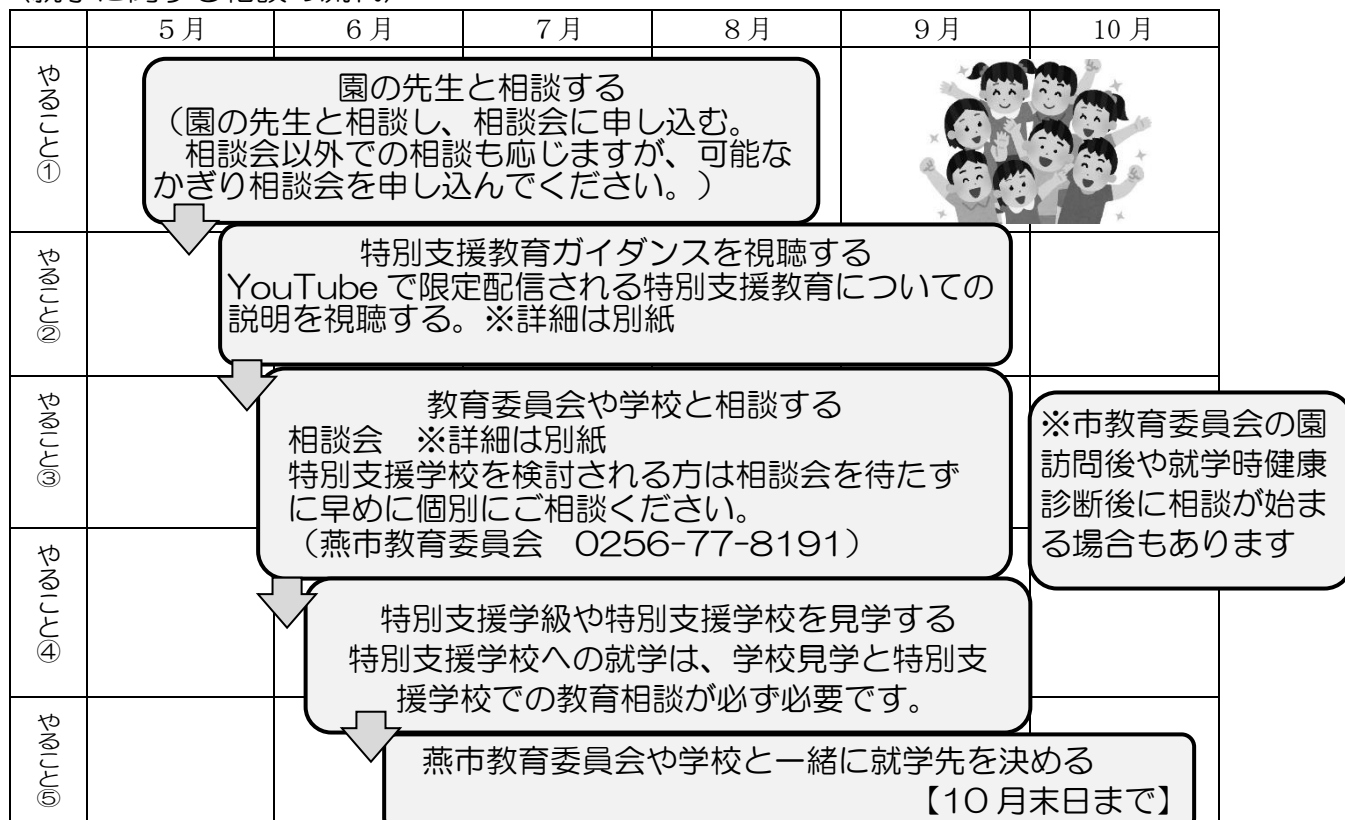
就学相談を希望される方で「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」、「診断書」、「検査結果」等をお持ちの方は、相談会に持参してください。「相談支援ファイル」は、学校教育課、燕市保健センター、子育て応援課、燕市障がい者基幹相談支援センターで配付しています。

また、言葉の音が気になる場合は、ひよこ相談や専門的な医療機関への受診をおすすめします。通級指導教室の利用は、小学校入学後になります。

## (1) 特別支援学級や特別支援学校への就学について

お子さんの成長や保護者の考えを大切にしながら、一緒に考えていきます。気になることや心配なことがあったら、早めに園の先生に相談してください。燕市教育委員会や市立小学校、特別支援学校に直接相談することもできます。

〈就学に関する相談の流れ〉



※特別支援学級への就学は、新潟県教育委員会の判断により、ご希望に沿えない場合があります。

### 就学以外の相談について

子育てやお子さんの発達に関する相談も行っています。

【問い合わせ】燕市こども政策部 子育て応援課 こどもサポート相談チーム 0256-77-8224

## (2) 日本語が母国語でないお子さんの就学について

Concerning starting school for children whose native language is not Japanese

母国語が日本語でないため、就学後の学習や学校生活に不安がある場合、相談してください。

Please contact us if you have concerns about your child's studying and school life after starting school since your native language is not Japanese.

【問い合わせ】燕市教育委員会 学校教育課 日本語指導担当指導主事 0256-77-8191

## (3) 住所のある学区（指定学区）ではない学校への就学について

【受付期間:令和6年6月3日(月)~8月9日(金)】

燕市内に住所はある方が、やむを得ない事情で、住所の学区以外の学校へお子さんを就学させたい場合は、教育委員会の許可が必要です。希望される場合はご相談ください。上記の期間以外でも申請できますが、就学に向けて円滑な手続きをすすめるため、早めのご相談をお願いします。

【問い合わせ】燕市教育委員会 学校教育課 学事保健係 0256-77-8211

詳しくは燕市ホームページをご覧ください ▶



## 2 燕市の特別支援教育について

特別支援教育とは、子どもの教育的ニーズを把握し、子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人に応じた適切な指導と支援を行う教育です。学校には、多様な学びの場があります。

### 【通常の学級における指導】

(1学級 35人以下、小学1・2年生は32人以下)

集団での指導を基本としながら、個に応じた指導・支援を工夫しています。

### 【通級指導教室による指導】

普段は通常の学級で授業を受け、学習上または生活上の困難など特性に応じて、別の場所(通級指導教室(週1回程度))で特別の指導を行います。市内には、「ことば」と「発達」に関する通級指導教室があります。

### 【特別支援学級における指導】

障がいの種別ごとに置かれる少人数(1学級8人以下)の学級です。一人一人の状況に応じた教育を行っています。1週間のうち半分以上の授業を特別支援学級で受けますが、教科によっては通常の学級(交流学級)と一緒に学びます。介助員が配属されており、個別の声かけや援助などの支援が期待できます。

### 【特別支援学校における指導】

1学級6人以下の学級で、一人一人の特性や状況に応じて指導内容・指導方法を工夫し、きめ細かく丁寧な指導を行い、生活の自立を目指します。居住地の小学校などとの交流も行われます。

### 燕市内の特別支援学級、通級指導教室、 県央地区の特別支援学校について

(令和6年4月現在)

【小学校】 ※表内の数字は、特別支援学級設置数

地域	学校名	特別支援学級				通級指導教室	
		知的	自・情	肢体	難聴	ことば	発達
燕	燕東小学校	1	1				
	燕西小学校	3	6			○	
	燕南小学校	2	1	1			
	燕北小学校	1	1				
	小池小学校	1	1				
	大関小学校	1	1				
	小中川小学校	1	2				○
吉田	粟生津小学校	1	1				
	吉田小学校	4	3			○	

【特別支援学校】

学校名	学部
県立月ヶ岡特別支援学校	知的(小・中・高)
県立吉田特別支援学校	病弱(小・中)

地域	学校名	特別支援学級				通級指導教室	
		知的	自・情	肢体	難聴	ことば	発達
吉田	吉田南小学校	1	4				○
	吉田北小学校	1	1				
分水	分水北小学校		1				
	分水小学校	2	3			○	
	島上小学校	1	1	1			
小学校:設置学級数		20	27	2	0	3	2

【中学校】

燕	燕中学校	2	2				
	小池中学校		1				
	燕北中学校	1	1				
吉田	吉田中学校	2	1	1	1		○
分水	分水中学校	1	1				
中学校:設置学級数		6	6	1	1	0	1

※知は知的障がい特別支援学級

※自・情は自閉症・情緒障がい特別支援学級

※肢体は肢体不自由特別支援学級

※難聴は難聴特別支援学級

### 3 入学後の教育相談（支援に関する相談）

学習に対する悩みや発音の仕方、友達とのかかわり方で気になることがあったら、まずは、お子さんの学級の担任に声をかけてください。支援の方法を一緒に相談しながら、より適切な支援ができるようにします。また、必要に応じて、関係諸機関（医療機関、通級指導教室等）の情報をお知らせします。

#### ◆ Q & A ◆

**Q1：特別支援学級がどんなところか、イメージがもてないのですが。**

A1：実際に見学したり、担当から話を聞いたりすることでイメージしやすくなります。見学を希望される方は、お気軽に教育委員会または学校へ連絡してください。

**Q2：小学校入学にあたり、特別支援学級と通常の学級のいずれが適切か迷います。特別支援学級に籍を置くと、通常学級の授業を受けたり、通常学級の子どもたちとかかわったりすることはできないのですか？**

A2：通常の学級の子どもたちとかかわり、一緒に学習することもできます。お子さんの実態に合わせて、特別支援学級で学習する教科等と通常の学級で学習する教科等を保護者の方と相談しながら決めます。ただし、特別支援学級では週の半分以上の授業を受け、個々にあった学習を行います。

**Q3：いったん特別支援学級に入ると、通常の学級に籍を移すことはできないのですか？または、逆に、通常の学級から特別支援学級に籍を移すことはできないのですか？**

A3：お子さんの実態に応じ、籍を移す(転籍する)ことは可能です。転籍を考えている場合は、まず、学校の担任の先生に相談してください。お子さんにとってより適切な学習の場を一緒に考えていきます。

**Q4：「ことばの教室」とはなんですか？今、言語治療で通院していますが、小学校でも言語訓練を受けることができますか？**

A4：通常学級に在籍しながら、週に1回程度、燕西小・吉田小・分水小にある「ことばの教室」で個別指導を受けることができます。保護者の送迎が必要です。

#### 特別支援教育就学奨励費

市内小中学校の特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用（給食費や学用品費等）の一部を補助します。

【支給対象者】次のいずれかに該当する児童生徒の保護者

- 1.特別支援学級に在籍している。
- 2.通常の学級に在籍し、「学校教育法施行令第22条の3」に規定する障がいがある。

#### 特別支援学校就学援助事業

市内在住で特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を補助します。

#### 【問い合わせ】

- 燕市教育委員会学校教育課 電話0256-77-8191
- 燕市ホームページ <http://www.city.tsubame.niigata.jp>  
特別支援教育に関する資料などが閲覧できます。

